

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2023年5月号 (Vol.15)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

「デジタルノマド」を巡る現況と在留資格導入に向けた議論

- | | |
|-------------------|--|
| I. はじめに | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. デジタルノマドを巡る現況 | 弁護士 高宮 雄介
TEL. 03 6266 8744
yusuke.takamiya@mhm-global.com |
| 1. 現行法での整理 | |
| 2. 日本における検討状況 | 弁護士 稲垣 尊仁
TEL. 03 6212 8308
takahito.inagaki@mhm-global.com |
| 3. 各国の法整備の状況 | |
| III. 在留資格導入に向けた議論 | 弁護士 松井 春樹
TEL. 03 6266 8951
haruki.matsui@mhm-global.com |
| 1. 制度の方向性 | |
| 2. 特定活動の創設に必要な手続 | |
| 3. 具体的に検討すべき事項の例 | |
| 4. 自治体との連携 | |
| IV. おわりに | |

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を機に、リモートワークが一気に普及したことで、デジタルノマドと呼ばれる、様々な国・地域を旅しながらリモートワークの形式で仕事を行う人々が近年急増しています¹。デジタルノマドは、現在、世界で約3,500万人以上いるとされ、今後3~4年で倍増するとの予測もあります²。

デジタルノマドには、高収入のホワイトカラーが多く、かつ、長期滞在を志向する人が多いため、経済効果が大きいと考えられており、デジタルノマドを誘致しようという動きが世界的に活発化しています。我が国においても、観光立国の推進策の一環、インバウンド拡大に向けた取組の一環として、デジタルノマドを誘致できるビザ・在留資格の創設等につき検討が始まっています。

本稿では、デジタルノマドを巡る現況として、現行法での整理、日本における検討状況、各国の法整備の状況等を概観した上で、今後日本にデジタルノマドに適した在留資格等の導入を進めていく際の議論の状況について概観します。

¹ 本稿では、デジタルノマドを、デジタルノマドワーカー及び国際的なリモートワーカー等と区別せず、「IT技術（情報技術）を活用して場所（特に国境）にとらわれずに旅をしながら働く人々」という意味で用います。

² デジタルノマドを日本に 柴田啓氏 | 日本経済新聞 (2022年10月5日) (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB224XU0S2A820C2000000/?fbclid=IwAR1xvNIZAWj4JEEEbifQQU-wlSTqMFIEAhbQnEIPI77OFQI6sV4Vez8yLm8>)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

II. デジタルノマドを巡る現況

1. 現行法での整理

(1) 在留資格の種類

外国人が我が国で活動等を行うには、在留資格が必要です。大きく分けると、①特定の就労のみが認められる在留資格（例：学校教員、研究者等）、②活動に制約がない身分・地位に基づく在留資格（例：日本人の配偶者、永住者等）、③指定される活動のみ可能な在留資格（特定活動という資格で、法務大臣が個々の外国人について指定する）、④就労が認められない在留資格（例：観光客、留学生等）があります。

(2) 現行の関連し得る主な在留資格

現行の在留資格のうち、デジタルノマドに関連し得るものとしては下記が挙げられます。

ビザの種類	デジタルノマドが利用する際に考えられる制約
①類型のビザ	職種が限定されている 本邦法人との雇用関係が必要
②類型のビザ	取得には特定の身分・地位（日本人の配偶者、永住者等）が必要
短期滞在ビザ	90日が上限 報酬を得る活動が不可
ロングステイビザ ³	3,000万円以上の預貯金が必要 報酬を得る活動が不可

上記在留資格は、「デジタルノマドが利用する際に考えられる制約」欄に整理しているとおり、いずれもデジタルノマドが利用する際には制約となる事項があり、デジタルノマドがこれらを利用して我が国で活動を行うことには限界があると考えられます。

2. 日本における検討状況

I. で述べたとおり、約 3,500 万人以上いるとされるデジタルノマドの誘致には、大きな経済効果があると考えられており、観光立国の推進やインバウンド拡大に向けた取組を進めている日本の政策・施策立案において、重要なターゲットとなっています。

デジタルノマドの呼び込み及びデジタルノマドの呼び込みに関連したビザ・在留資

³ 特定ビザ：特定活動（観光・保養を目的とするロングステイ）

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

格の検討に関係する主な動きを挙げると以下のようなものがあります（下線は筆者）。

- 『観光立国推進基本計画』⁴（45 頁）

「訪日外国人旅行者の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等国際相互交流の推進、ビザ緩和、ビザ発給・出入国手続の迅速化・円滑化等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関が緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。」

2023 年 3 月 31 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」内では、デジタルノマドを明確に意識した記載ではないものの、ビザ緩和について言及がなされています。

- 『海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン』⁵（19 頁）

(5) インバウンド拡大に向けた取組

○国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、必要な対応を行う。【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

2023 年 4 月 26 日に、内閣府が設置している対日直接投資推進会議で決定されたアクションプランにおいて、重点⑨とされているインバウンド拡大に向けた取組の例として、デジタルノマドの呼び込みに向けたビザ・在留資格についての検討を行うことが明記されています。同アクションプランにおいては多くの省庁名が挙げられており、省庁横断的な検討・対応が求められていることが伺われます。

- 『「スタートアップ育成 5 か年計画」の実現に向けた提言（「新しい資本主義実行計画 2023（仮称）」に盛り込むべき事項）』⁶（11 頁）

(4) グローバル資本・人材の呼び込み

○スタートアップビザの拡充、投資家ビザ・デジタルノマドビザの新設
諸外国の事例を参照し、デジタルノマド（デジタル技術を活用し場所に縛られず遊牧民のように旅をしながら仕事をする人）の呼び込みに向け、ビザ創設を検討すること。

※世界の 49 の国・地域がデジタルノマドビザを発行している（2022 年 11 月現在）

自民党新しい資本主義実行本部のスタートアップ政策に関する小委員会が 2023 年 5 月 11 日に策定し、同月 12 日に岸田総理に申し入れた⁷提言では、デジタルノマドビザの創設が明記されています。

⁴ <https://www.mlit.go.jp/common/001299664.pdf>

⁵ http://www.invest-japan.go.jp/committee/action_plan.pdf

⁶ https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205815_1.pdf

⁷ <https://www.jimin.jp/news/policy/205815.html>

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

3. 各国の法整備の状況

現時点で 40 カ国以上がデジタルノマドに適したビザ・在留資格を導入しています。こうした国々のうち、代表的な国のビザ・在留資格の導入時期・内容の概要は下表⁸のとおりです。

国	内容
エストニア	月収が 4,500 万ユーロ以上のノマドに対し、上限 1 年間の滞在を認める
ポルトガル	1 年間の短期滞在、または最長 5 年の居住が許可される。ポルトガルの最低賃金の 4 倍以上の収入が条件
スペイン	本人・帯同家族も含め最長 5 年間の居住・就労が可能 ⁹
UAE	1 年間の滞在が可能。月収 3,500 ドル以上が求められる
韓国	韓国国内で所得を得る活動をしていなくても 1~2 年滞在できるビザを設ける方針

こうした国々におけるデジタルノマドに適したビザ・在留資格は、期間の上限に関しては多様であるものの、外国での就労・雇用が確保されていることや一定の収入があることが条件とされている点において概ね共通している傾向にあります。

III. 在留資格導入に向けた議論

1. 制度の方向性

日本でデジタルノマドに適した在留資格を創設する場合、一案として、入管法（出入国管理及び難民認定法）別表第一の五の「特定活動」の中に新たな資格を設けることが考えられます。

2. 特定活動の創設に必要な手続

特定活動における新たな資格の創設は、法令の制定・改廃とは異なり、法務大臣による告示によって行うことが可能であり（入管法 7 条 1 項 2 号）、手続的な負担は相対的には軽微と言えます¹⁰。

⁸ 参照記事:「デジタルノマド」招致にルール議論 在留資格など焦点 | 日本経済新聞(2023年5月1日) (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC2412B0U3A420C200000/>)

⁹ スタートアップ法案を閣議承認、優遇税制や「デジタルノマド」査証で投資・人材誘致（スペイン） | JETRO ビジネス短信（2021年12月14日）(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/304e221c3a4dffb3.html>)

¹⁰ 但し、関係省庁間での調整は必要となる点には留意が必要です。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

3. 具体的に検討すべき事項の例

特定活動においてデジタルノマドに適した在留資格を新設する場合、その要件及び効果に関しては、様々な論点が指摘されています。以下、こうした要件及び効果をめぐる論点のいくつかをご紹介します。

(1) 要件

まず、収入や資産に関する要件に関し、収入がない外国人を受け入れる体制となっていないという我が国の実態に照らすと、一定の収入を有することを要件として課すことが考えられます。また、帰国措置を取ることになった場合に当該費用を確保する見地等から、収入に関する要件に加えて、資産に関する要件を課すことも考えられます。この点、収入に関する要件は多くの国において設けられているものの、資産に関する要件については国によって多様な考え方がとられています¹¹。なお、2023年3月に政府が導入の方向性を固めた隣国韓国では、資産要件を課す方向で検討が進んでいます。

次に業務に関する要件について検討が必要となります。この点に関しては、一般にデジタルノマドは情報通信事業に関係した業務（いわゆるIT系の業務）に従事している割合が多いと考えられていることから、IT系の業務に従事していることを要件とするものの適否が検討事項になると考えられます。デジタルノマドに適した在留資格に関しては、国際的な見地からは、業務に関する要件においてIT系の業務に従事していることという限定を付していない国の方が多いと言われています。なお、デジタルノマドの就業形態としては、外国の法人に雇用されている被用者に加え、いわゆるフリーランスや外国の法人の経営者（いわゆる起業家）も考えられ、就業形態に関する限定を付すことの要否及びその内容についても論点となることが考えられます。

(2) 効果

Ⅱ. 3. で述べたとおり、デジタルノマドに適した在留資格について、期間の長短は国ごとに多様であり、日本においてもどの程度の在留期間を認めるかに関しては重要な検討事項になるものと考えられます。

また、デジタルノマドに適した在留資格を得た者に対し、日本においてどのような活動を認めるのかという点についても慎重な検討が必要となります。認める活動の幅を広くすることはデジタルノマドの誘致やデジタルノマドによる新たな事業の創設による国内経済の活性化につながる可能性があります。他方で日本国民以外の者に対して就労を広く認めることは従前の政策との整合性を含め、様々な論点を惹起する可能性があります。当該点はデジタルノマドに関する政策全体とも関係す

¹¹ 2023年3月に政府がデジタルノマドに適した在留資格の導入の方向性を固めた韓国では、資産要件を課す方向で検討が進んでいるとされています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

る重要な事項であり、多角的な検討が求められます。

以上に述べた事項のほか、デジタルノマドに適した在留資格を得た者に対し、家族帯同を認めるか、税制優遇措置を設けるかといった点も実務上は重要な考慮事項になるものと考えられます。

4. 自治体との連携

デジタルノマドの滞在は、地域経済に好影響を与えることが期待されるため、日本各地でデジタルノマドを獲得競争が起こることが考えられます。

一例として、観光都市として著名な北海道ニセコ町はデジタルノマドの誘致に向けた政策を積極的に実施しているほか、福岡県福岡市はデジタルノマドの誘致にかかる委託事業の公募を開始していることが知られています¹²。

もともと外国人受け入れの規制については、国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案がこれまでも行われてきました¹³。各自治体においては、国家戦略特区や構造改革特区等の地域で活用可能な枠組みを利用する等の方法により、デジタルノマドの獲得をめぐる競争において優位に立つことが期待されます。

IV. おわりに

2023年4月の『海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン』の決定を受けて、デジタルノマド受け入れに向けた制度整備が一層進むことが予想されます。デジタルノマドは、長期滞在客という、国内の観光ビジネスにおいてはこれまで必ずしも脚光を浴びてこなかった新たな顧客層という面があり、観光消費の拡大、観光日数の長期化などを基本的な目標として掲げる観光立国推進計画の起爆剤となることが期待されます。

Ⅲ. 4. において取り上げた北海道ニセコ町や福岡県福岡市をはじめ、デジタルノマド誘致に向けた取り組みを行う自治体が増加する中、こうした動きに呼応して、デジタルノマドを対象とした事業活動も活性化する可能性があります。今後デジタルノマドをめぐる制度整備が進む過程ではⅢ. 3. で検討したような様々な法的論点の検討が必要になることも予想され、デジタルノマドを対象とした事業活動を検討する事業者の皆様においては、こうした議論の動向を注視しつつ具体的な事業戦略を検討することが求められるものと思われます。

¹² https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/business/workation_campaign_2.html

¹³ 例えば2022年12月14日に実施された国家戦略特区合同区域会議では、東京都が特定活動告示33条では高度専門職人材の配偶者は日本企業との雇用契約がなければ特定活動の資格の申請が現状できないところ、「高度専門職外国人の就労する配偶者」に限定して、日本に居住しながらの本国公私機関リモートワーク就労契約を「本邦の公私の機関との契約」に準じて認定することを提案している。
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/221214goudoukuikaigi/shiryou2.pdf>)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

NEWS

➤ ニューヨークオフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約720名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する綜合法律事務所です。日本国外においては、1998年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017年には、バンコクの手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所（Firm of Choice）」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することいたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com